

長久手市 省エネ家電買替え 応援キャンペーン

環境に
やさしい
暮らし



長久手市省エネ家電製品購入費補助金



電気代が
安く
うれしい!

長久手市民
対象

市内店舗購入・
市内設置限定

買替・設置期間

令和5年8月1日(火)～令和6年2月29日(木)

対象品目

エアコン 冷蔵庫
新品(未使用品)
同種と買替え



申請期間(当日到達分有効)

令和5年8月14日(月)～令和6年2月29日(木)

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

補助対象の製品

1世帯につき各1台に限る

冷蔵庫

多段階評価点★3.0以上
目標年度2021年度

エアコン

多段階評価点★3.0以上
目標年度2027年度

※目標年度2010年度は対象外

省エネ性能



製品表示サンプル

補助金額 上限5万円

①か②のどちらか低い方の金額

① 製品に表示
されている★の数 × 1万円
(上限5万円:1万円未満切り捨て)

② 対象経費の
50%相当額(消費税込)
(上限5万円:千円未満切り捨て)

例えば、エアコンの場合

① 星★3.1(2027年度)の製品 3×1万円
→ 30,000円

② 対象経費99,800円
99,800円×50%
→ 49,000円

補助金額

① 30,000円

○ 対象経費になるもの
本体費用、配送費用、設置工事費用、
設置に必要な部品や機器の費用

✕ 主な対象経費にならないもの
家電リサイクル料金、延長保証費用、
買替前の製品の撤去や運搬等の費用

手続きの流れ

市内の店で
対象製品を購入

① 申請書を提出
郵便・オンライン可

市 交付決定

② 実績報告・請求書
製品を設置後

市 振込

※予算がなくなり次第、終了します。

※申請書の様式は、長久手市ホームページ又は環境課窓口で入手できます。

※振込日の連絡
はありません。

提出先・
問い合わせ先

長久手市 暮らし文化部 環境課 環境係
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1(市役所北庁舎1階)
電話 0561-56-0612 Eメール kankyo@nagakute.aichi.jp
受付 平日8時30分～17時15分

詳細は
ホーム
ページへ



こちらをご確認の上、をいれてください

補助の対象となる方

※すべて該当すること

- ①長久手市内に住んでいる
- ②期間内に自宅のエアコンまたは冷蔵庫を買い替え、設置し、申請する
- ③買替え前の製品を適正に処分(家電リサイクル券発行)する
- ④市税の滞納がない
- ⑤転売を目的としていない

★の数(多段階評価点)の確認方法

次のいずれかの方法でご確認ください。

- 1 家電量販店等で家電ごとに貼られている「統一省エネラベル」で確認
- 2 資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」で確認
(メーカー名、製品名で検索すると、省エネ基準達成率を調べることができます。)



※エアコンは目標年度2027年度を確認してください(目標年度2010年度は対象外)。

補助の対象となる製品

※すべて該当すること

- ①家庭用エアコンまたは家庭用電気冷蔵庫である ※業務用製品を除く ※電気冷凍庫を除く
- ②新品(未使用品)であり、リース品やレンタル品ではない
- ③市内の販売店で購入し、市内に設置、使用する
- ④製造事業者の製品保証がある
- ⑤冷蔵庫(目標年度2021年度)・エアコン(目標年度2027年度)ともに、多段階評価点3.0以上である

補助対象経費

補助対象経費

購入及び設置に要した費用(税込)

- 本体費用
- 工事等の設置に要する費用
- 設置に必要な部品及び付帯設備等の費用
- 送料

主な補助対象外経費

- 延長保証費用
- 家電リサイクル料金
- 買替え前の製品の撤去や運搬等の費用 など

申請書・必要書類

※①～⑨すべてチェック

オンライン申請はこちら



手続き①(オンライン申請可・郵便可)

【2023年8月14日以降】

- ①長久手市省エネ家電製品購入費補助金交付申請書(様式第1号)
- ②領収書又はレシートの写し
※次の内容が記載されていること
補助対象経費、購入日、購入店名(市内販売店名)、購入製品名又は型番、購入費用
- ③対象家電の多段階評価点が見える書類(カタログの写しやチラシなど)

手続き②(オンライン申請不可・郵便可)

【手続き①後に、市から交付決定通知書が届いてから手続き】

- ④長久手市省エネ家電製品購入費補助金実績報告書(様式第5号)
- ⑤保証書の写し(製造事業者発行)
※型番、製造番号が記載されていること
- ⑥設置場所がわかる書類の写し(納品書等)
※納入日又は設置日、納品先住所が記載されていること
- ⑦買替え前の機器の家電リサイクル券の写し
- ⑧補助金を受け取るための請求書(様式第7号) ※押印要
- ⑨振込先口座の内容がわかるもの(通帳等)の写し

※②及び⑥については、長久手市省エネ家電製品販売証明書(様式第2号)をもって代えることができます。
※その他必要に応じて、市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

注意事項

- ・予算がなくなり次第、終了します。
- ・設置後6年経過までは原則として所有していただきます。
- ・虚偽の申請等、不正が発覚した場合は、補助金を返還していただきます。